

第2章 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり

琵琶湖を中心とした環境に対する高い県民意識を活かした環境づくりを推進するため、各主体が持つ環境に関する情報の積極的な開示を促すとともに、県民の意見を行政の政策決定に反映させる機会を充実させるなどの取り組みが必要です。また、複雑化、多様化する環境問題の課題を明らかにし、その解決を図っていくための基盤として、総合的な試験研究を進め、環境情報を提供していくことが必要です。

地域との協働・住民参加

● 環境影響評価制度

大規模な開発事業などを行う場合、それが環境に与える影響について、「環境影響評価法」、「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、事業者自らが事前に大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目について、調査・予測・評価を行い、環境の保全を図るための制度です。

事業者は、条例で定める実施計画書や準備書などの各段階で、公告・縦覧などにより、住民に情報を公開するとともに、意見を求め、環境に最大限配慮して事業を進めます。

◆手続きのあらまし

環境影響評価実施計画書

* 調査の項目・地域・方法などを記載

(公告・縦覧) ▶ (住民・知事意見)

環境影響評価準備書

* 調査・予測・評価などを記載

(公告・縦覧) ▶ (住民・知事意見)

環境影響評価書

* 住民意見などを踏まえ準備書を検討・修正

(公告・縦覧) ▶

環境影響評価事後調査報告書

* 事後調査結果、結果を踏まえた保全対策

(公告・縦覧)

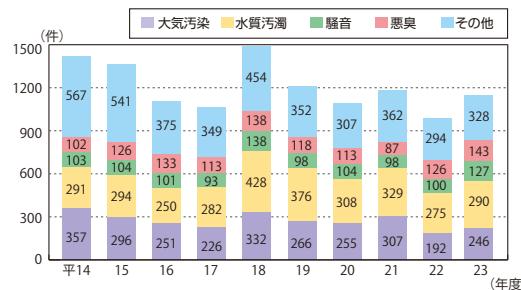
● 公害苦情および公害審査会

〈環境政策課〉

平成23年度に、県および市町が新規に受理した公害苦情件数は1,134件で、過去5年間では横ばい傾向にあります。このうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は825件でした。典型7公害のうち水質汚濁（290件）が一番多く、二番目に多い大気汚染（246件）と併せて苦情全体の47%を占めています。

また、苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。県では、学識経験者など10名で構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。昭和45年（1970年）の設置以来これまでに29件（平成24年（2012年）3月時点）の調停手続きを行っています。

◆公害苦情件数の推移



● 環境自治委員会

〈環境政策課〉

県民が参加して、健全で質の高い環境の確保を図るために、県が行う事務や事業について、環境保全上適切に実施されていないと考えられる場合、県民は「滋賀の環境自治を推進する委員会（環境自治委員会）」に審査の申し立てを行えます。

環境自治委員会は、この申し立てを受けて、事務や事業の実施について調査審議し、是正が必要な場合には知事などに対して勧告を行うことができます。知事などは勧告を尊重して適切な措置を講じなければならないことになっています。これまでに8件（平成24年（2012年）3月現在）の申し立てがありました。

● 環境自治

滋賀県では、地域の環境と深い関わりを持つ住民が中心となって、事業者や行政との協働により、地域に根ざした環境の保全・創造の取り組みを進めていくことを「環境自治」として、環境政策の基本概念に位置づけています。

● 淡海の川づくり

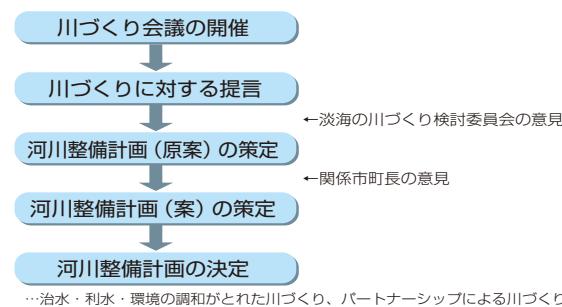
〈流域政策局〉

■ 川づくり会議

平成9年（1997年）に「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を大きな柱として、「河川法」が改正されました。本県でも、県管理河川の整備や管理のあり方（水害の軽減や河川環境の保全など）について、地域の皆さん 의견を反映した「河川整備計画」の策定作業を進めており、県が実施する河川事業は、すべてこの河川整備計画に基づき実施します。

県自らの持つ情報を提供するとともに地域住民の河川に対する意見や、関係者（水利組合、漁業組合等）、生物環境アドバイザー、地域の有識者との意見交換、自然観察会など様々な活動を通して得られた川づくりへの意見、提案をとりまとめ、河川整備計画に反映させていきます。

◆河川整備計画の策定フロー



■今後の展開～地域がはぐくむ川をめざして～

川づくり会議で、共有した川の将来像に向けて、地域住民・市民の皆さんのが主体的に川づくり（河川の整備や管理）に関与できるよう、以下のことを重点的に進め、地域がはぐくむ川の実現をめざします。

- ①地域住民による川や水辺に関わる活動を積極的に支援します。
- ②河川環境の保全に関わる活動などに、地域住民がより積極的に取り組むことができるような仕組みを検討します。

◆住民参加による川づくり



■ふるさとの川づくり協働事業

～地域の川は地域と協働で管理～

“ふるさとの川づくり協働事業”は、河川の維持管理において地域のみなさんとの協働を推進し、地域と行政が共に手を取り合って地域の川を「ふるさとの川」として守り育てていくことを目的とし、次の3本柱によって構成されています。

①河川愛護活動

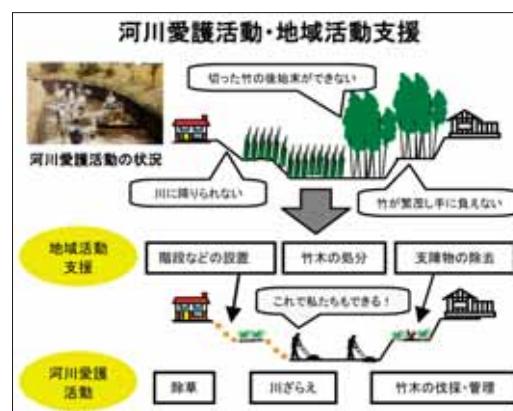
自治会等が行う「除草」、「川ざらえ」、「竹木の伐採・管理」といった河川の維持管理に対して、市町を介して委託により費用助成します。

②地域活動支援

「支援施設整備（階段・通路など）」、「支障物の除去（竹木・堆積土砂の除去）」、地域による竹木の伐採・管理で発生する「竹木の処理」を県・市町が連携して実施することにより、地域活動を支援します。

③河川管理パートナー

地域の方に、河川管理パートナーとして、河川パトロール、地域への河川愛護にかかる啓発や情報発信、伐竹木の地域利用にかかるPR、河川敷内のゴミ対策にかかる市町との連携などを行っていただき、県・市町と地域の仲立ちとなって活動していただきます。



●だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊 ～琵琶湖博物館うおの会による～

〈琵琶湖博物館〉

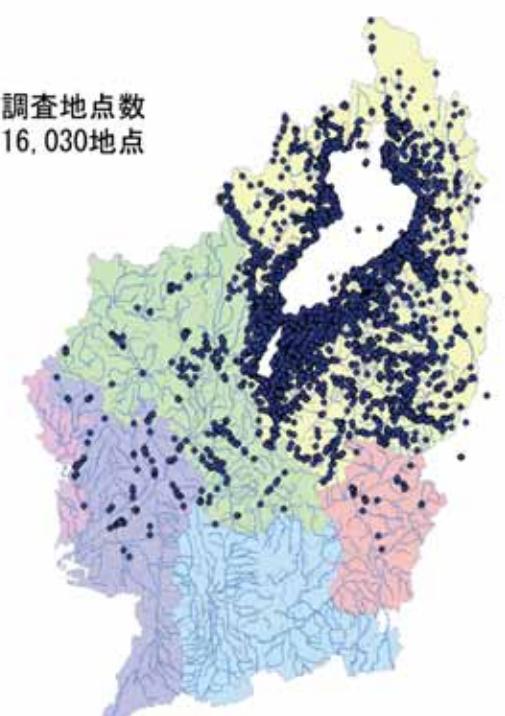
琵琶湖博物館では、平成12年度から、博物館を利用して、地域の人びとが自主的な活動を行ったり、その活動を広めたりすることができる「はしけ制度」を設けています。この「はしけ制度」に登録し、活動しているグループの一つである「琵琶湖博物館うおの会」は、「だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊」の活動を展開しています。

この活動は、「琵琶湖博物館うおの会」が作成した統一マニュアルに基づいて、魚類分布や生息環境を調査するもので、個人や様々な機関団体などが行う観察会や調査で得られたデータを琵琶湖博物館に集約する活動です。また、南湖再生プロジェクトの調査に協力しながら、魚の産卵情報を含めた琵琶湖・淀川流域の魚類モニタリング調査を実施しています。

だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊には、だれでも参加でき、琵琶湖・淀川流域のどこでも調査を行うことができます。

◆だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊の調査分布図

(平成16年(2004年)8月8日～平成22年(2010年)4月30日現在)



●みすすまし構想の推進

〈農村振興課〉

「みすすまし構想」は住民参加を基本として、農村地域の水質、生態系および景観の保全について、環境と調和した農業・農村を目指すという構想です。この構想の実現に向けて、各地域のみすすまし推進協議会が策定した行動計画に基づいて、環境に配慮した施設の整備や水質汚濁負荷削減に取り組む地域活動への支援を行っています。

各地域の取り組みはこちらから

WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/mizusumashi/mizusumashi.html>



●農村地域住民活動支援事業

〈農村振興課〉

豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

のことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みすすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や専門家の紹介、普及啓発活動を行い、地域住民の主体的な活動の定着を支援しています。

また、農村地域で行われる環境保全活動を支援するため、多様な主体で構成された「みすすましネットワーク」の取り組みを推進しています。

●棚田保全ネットワーク推進事業

〈農村振興課〉

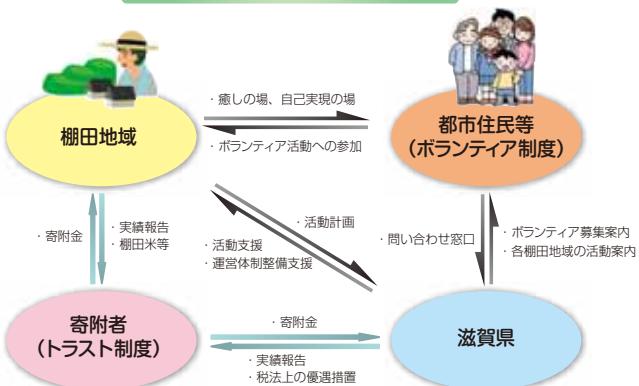
棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の頻発などにより、耕作されない棚田が年々増えているため、平成16年度より、「棚田ボランティア制度」を導入し、地域住民と都市住民とが協働で行う保全活動を支援しています。

現在は、県内7地区でボランティアを受け入れての保全活動が実施されており、平成23年度は延べ338人のボランティアの参加がありました。また、活動に取り組む地域間の情報交換や課題解決を目的に交流・研究会を実施しています。

さらに、平成21年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援してくださる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。

本年度も、棚田ボランティア制度と棚田トラスト制度による支援を行い、地域住民と都市住民との交流を図りながら、県内の棚田保全や地域活性化を目指していきます。

棚田ボランティア制度 棚田トラスト制度



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/tanada/index.html>

●びわこ地球市民の森

〈都市計画課〉

県では、緑を再生するための事業を、野洲川の廃川敷地の一部42.5haを活用して、県民をはじめ多くの人々とともに、長い時間をかけて、様々な生き物が暮らす豊かな森「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」と、「照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成」をコンセプトとし、植栽基盤、園路や駐車場などの施設は都市公園事業として整備を進め、植栽については、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を行っています。

森づくりのスタートした平成13年（2001年）の「滋賀県植樹のつどい」（みどりの日に開催）から、平成24年（2012年）5月末までに、延べ41,891人の参加者により、146,352本もの苗木が植樹されました。また、植えた木の管理（草刈りや施肥など）も、一般から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりセンター」の皆さん的手により「森づくりセンター活動」として実施しています。

◆県民1人あたりの都市公園面積（平成22年度） 8.5m²

WEB <http://www.ex.biwa.ne.jp/%7Emoridukuri/>

●企業のCSR活動としての環境保全への取り組み

〈企画調整課、環境政策課〉

近年、企業においては、地域や社会に対する様々な貢献を通して、社会的な責任を果たそうとする意識が高まり、積極的な取り組みが展開されています。特に、社員やその家族による森林や棚田の保全活動、湖岸の清掃活動、ヨシ刈り体験など、様々な環境保全の取り組みが行われています。

また、県では、琵琶湖を愛する方や滋賀の歴史・文化に魅力を感じる方、滋賀県を「ふるさと」として応援したいと思っておられる方の思いに応えるため、「マザーリイク滋賀応援寄附条例」を制定し、寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全や歴史的文化的資産の保存などに活用することとしており、この趣旨に賛同する個人や企業からの寄附も広がっています。

環境と調和した産業・まちづくりへの転換

●びわ湖環境ビジネスメッセの開催

〈新産業振興課〉

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成振興を図るために、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市です。14回目となった平成23年度は、10月19日から21日まで3日間開催し、のべ37,280人が来場しました。15周年を迎える平成24年度は、10月24日から26日まで県立長浜ドームで開催します。



WEB <http://www.biwako-messe.com/>

●グリーンテクノプロジェクト 〈新産業振興課〉

産学官金の関係機関をネットワーク化した「滋賀県環境産業創造会議」により、太陽電池や燃料電池などの新規成長分野への中小企業の参入を支援するなどし、萌芽期を脱し成長期へと向かう本県の環境関連産業群の基盤をさらに強固なものとすることを目指します。

また、環境意識の高い県民のもと環境関連ものづくり企業が集積する本県の強みを活かし、本県企業が持つすぐれた製品・技術を県内外に発信することにより市場化や販路開拓を支援します。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/f/shinsangyo/kankyousanryo/210511-2.html>

●「おいしが うれしが」キャンペーンの推進

〈食のブランド推進課〉

「おいしが うれしが」キャンペーンは、県民の皆さんに県産農水産物やその加工品を知っていただき、消費する機会を増やすことによって、滋賀の地域資源や食文化の豊かさを実感できる「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい！」と言えば、提供した人が「うれしい！」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

地産地消は輸送距離が短く、消費者に鮮度の良い食材を届けることができます。

平成24年3月末現在のキャンペーン参加店舗は866店舗です。各店舗での取り組みは、ホームページで紹介していますので、県産農水産物の魅力をお楽しみください。

WEB <http://shigaquo.jp/oishiga>

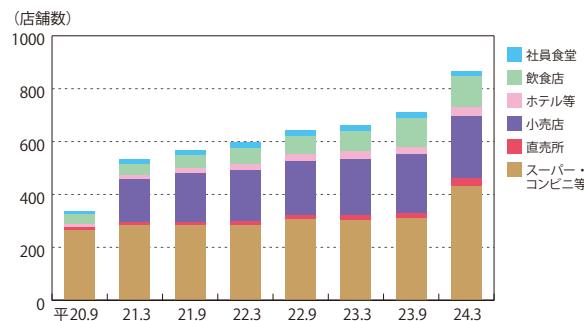
◆ロゴマーク

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり地のもんがええなあ

◆キャンペーン参加店舗数の推移



●環境こだわり農業の推進

〈農業経営課、食のブランド推進課〉

■環境こだわり農業の普及拡大

県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を推進しています。平成15年(2003年)に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、環境こだわり農業に取り組む農業者を、「環境こだわり農産物認証制度」や「環境農業直接支払制度」により支援してきました。

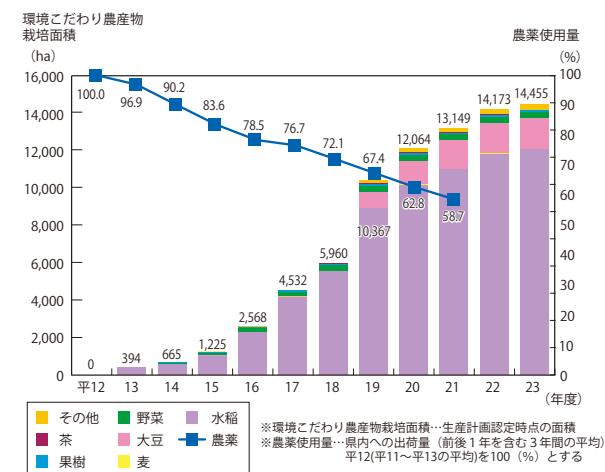
平成19年度からは、地域ぐるみによる環境こだわり農業の取り組みを推進し、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードになることを目指しています。

平成23年度には、環境こだわり農産物栽培面積は14,455haに達し、このうち水稻では作付面積の37%で取り組まれるまで拡大しました。



■環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移

環境こだわり農産物栽培面積が拡大するとともに、県内の化学合成農薬の使用量が減少しています。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/nosan/index.html>

■県民みんなが支える環境こだわり農業

環境こだわり農業の一層の拡大のためには、環境こだわり農産物が広く利用購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、農業者の琵琶湖に対する思いを込めたポスター、リーフレットを作成し、量販店や直売所等で掲示いただくなど普及啓発を進めています。

さらに、環境こだわり農業をあまり知らない若い世代が、自ら理解を深めようとする活動と広く情報発信する取り組みを推進しています。



環境こだわり農業PRポスター

WEB <http://shigaquo.jp/environment/>

○県産木材の利用促進

〈森林政策課県産材流通推進室〉

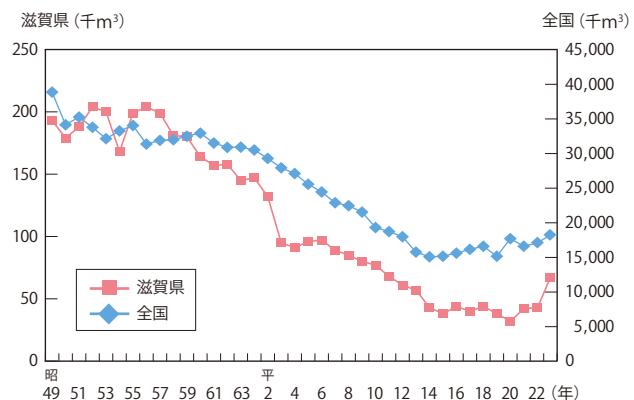
本県のスギ、ヒノキの人工林の約6割は、柱などの建築材として利用可能な状態まで成長していますが、建築材として利用されているのは近隣府県からの製材品が主体で、県産木材の利用は極めて少ない状況にあります。

しかし、木材は人にも環境にも優しい自然素材であり、有効に利用することは、森林を守り育てるとともに、琵琶湖の保全や地球温暖化対策にもつながります。さらに、「公共建築物等木材利用促進法」が平成22年(2010年)10月に施行され、公共建築物の木造・木質化が促進されることとなりました。県では、環境と林業・木材産業の振興の両面から、県産木材の利用拡大に向けた取り組みを推進しています。

木材を利用するためには、伐採して枝を払い、適当な長さに切って道路まで搬出し、利用目的に応じて製材や加工をするという、多くの工程を経なければなりません。そして、その工程毎に、森林組合、素材生産事業者、運搬事業者、市場、製材工場など数多くの事業体が関わっています。つまり、木材を利用するためには、関係する様々な業種が密接に連携して、木材を安定的に生産し、加工、流通させる仕組みが必要です。

そのため、搬出に必要な路網の開設や生産性を高めるための高性能林業機械の導入を進めるとともに、需要に見合った品質・量の製材品を安定的に供給するための加工・流通施設の整備・強化を進めるなど、生産から加工、流通まで一貫した県産材の流通体制整備に取り組んでいます。

◆木材生産量の推移



●滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

〈住宅課〉

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取り組みが求められています。

木材は、再生産が可能で、加工に要するエネルギーが少なく、成長の過程で二酸化炭素を吸収・固定化するなど環境にやさしい材料であり、地産地消や循環型社会の形成を進め、森林の多面的機能を確保していくためにも、県内産の木材を有効に活用していく必要があります。

県では、県内産の木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年(2007年)3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年(2008年)12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のつくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、平成24年(2012年)7月末現在8グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

WEB [検索ワード『環境こだわり住宅』](#)

○エコ交通の推進

〈交通政策課〉

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として商店街との連携や、公共交通機関を活用したモビリコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援しています。

■自転車利用促進事業

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車利用の啓発や情報の発信に取り組んでいます。

● にぎわいのまちづくり総合支援事業

〈商業振興課〉

中心市街地や地域の商店街は、地域の独特的な文化や伝統を育んできた地域コミュニティの核であり、住民の暮らしと地域の振興に大きな役割を果たしてきました。しかし、消費者ニーズの変化や車社会の浸透など、ライフスタイルが変化し、住民の方々の行動範囲が広がったことなどにより、商店街で買い物をする人が減り、空き店舗数が増加する等、昨今の商店街を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

この状況を開拓し、まちのにぎわいを回復させるために「にぎわいのまちづくり総合支援事業」では、商店街のにぎわいを創出する取り組みで、商店街が地域の抱える課題を解決する場としての役割や地域の中での存在価値を高める事業を支援しています。地域課題には、「地域資源の活用」や「環境」も含まれ、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等にも支援を行っています。

また、ハード整備に対する助成では、平成23年度には、LED電球の街路灯を整備した商店街に補助金を交付しました。



LED電球の街路灯（石山商店街振興組合）

● グリーン購入の取り組み

〈循環社会推進課〉

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定め、「グリーンオフィス滋賀」の推進にも努めています。

さらに、「滋賀グリーン購入ネットワーク（滋賀GPN）」を支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。平成24年（2012年）4月1日現在の会員数は、企業394、行政21、民間団体35となっています。

● 持続可能な滋賀社会の構築に向けた取り組み

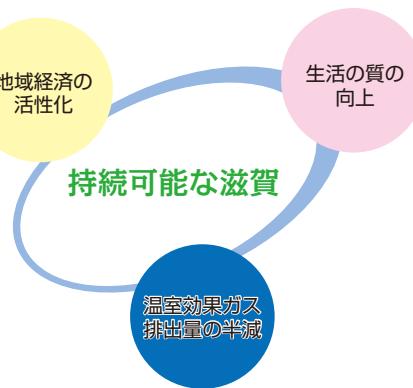
■ 県域での調査・研究

〈環境政策課、温暖化対策課、琵琶湖環境科学研究所〉

県が掲げる2030年の温室効果ガス排出量（1990年比）50%削減目標を実現した低炭素社会の構築には、いつ、どのような施策が必要か、それにはどの程度の人的・経済的な努力が必要か、またステークホルダー（利害関係者）のどのような協力・行動変化が必要か、などを定量的に検証する必要があります。

その検証手法を官学の提携により新たに研究・開発し、2010年から目標年の2030年まで、年次ごとの施策の実施状況と、温室効果ガス削減効果をロードマップ（行程表）の形で定量的かつ整合的に示すことを可能にしました。この研究結果は、県が取り組む低炭素社会の実現に向けた行程表作りの中で活用されており、研究と行政の協働により持続可能な社会の取り組みを進めています。

また、低炭素社会構築のための施策は、環境面での効果のみならず、地域経済の活性化や県民の生活の質の向上といった側面も持っていることから、多様な側面で施策の影響を把握する手法を開発し、滋賀の豊かさを実感しながら、社会転換を図るために具体的な取り組みや施策などの立案を支援しています。



■ 地域の取り組みへの応援

〈環境政策課〉

持続可能な社会を実現するためには、国レベルの社会制度の変革や技術革新とともに、日常生活や事業活動の変革につながる地域にふさわしい取り組みが必要です。こうした取り組みは、地域内での交通手段の転換、木材や農産物の地産地消、資源循環の取り組みなど、県や市町、住民、企業、NPOなど幅広い主体の参画により実践されるものです。このため県では、具体的な目標を掲げて持続可能な地域づくりに取り組む市町を支援する「持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクト」を実施しています。

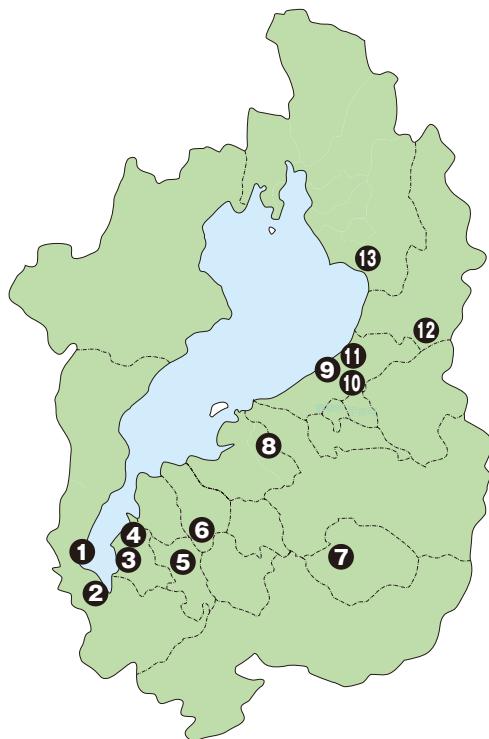
平成23年度には、「地域モデルづくり支援事業」として、草津市、東近江市および高島市の3市に対して、アクションプラン策定などに向けた支援を行いました。また、「地域環境整備支援事業」として、平成23年度には彦根市と日野町を選定し、公共交通機関の利用促進に向けた代替交通手段の整備などに対して支援を行いました。

WEB http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/jizoku_ouenproject/index.html

調査・研究の推進と成果の活用

琵琶湖をはじめとする滋賀の環境を保全するため、県では試験・調査・研究などを行う機関を設置しています。

- ①琵琶湖環境科学研究所
- ②衛生科学センター
- ③下水道公社 本社（湖南中部浄化センター）
- ④琵琶湖博物館
- ⑤工業技術総合センター
- ⑥森林センター
- ⑦畜産技術振興センター
- ⑧農業技術振興センター
- ⑨水産試験場
- ⑩滋賀県立大学
- ⑪下水道公社東北部浄化センター
- ⑫醒井養鱒場
- ⑬東北部工業技術センター



琵琶湖環境科学研究所

〈琵琶湖環境科学研究所〉

琵琶湖環境科学研究所は、琵琶湖と滋賀の環境について、直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析して、政策提言を行います。



また、センターの知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っています。さらに、世界水準の研究成果の共有、国際的な視点からの研究活動・貢献を視野に、国際研究交流を進めています。

平成23年度から平成25年度は、第3期中期計画に基づき、「持続可能な滋賀社会の構築」、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」「環境リスク低減のための実態把握」に向けて試験研究を推進し、課題の発見・詳細な現象把握に努め、施策などへの提言を行います。



センターの調査風景

試験研究の推進内容

- ◆公共用水域・生物環境・大気環境・水土壌環境についてモニタリングを行うとともに、新たな課題の発見に努めます。
- ◆北湖の低酸素化や琵琶湖水質の評価手法、大気降下物や化学物質の詳細把握に向けた調査を実施します。
- ◆持続可能な滋賀社会の実現や琵琶湖流域生態系の保全・再生に向けた施策などのあり方を提言するため、社会システム・流域のつながり・南湖生態系の管理のあり方などについて総合的に研究を推進します。

WEB → <http://www.lberi.jp/>

トピックス

放射性物質による環境リスクの評価と対応

〈琵琶湖環境科学研究所、防災危機管理局、環境政策課〉

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を受けて、平成23年度、琵琶湖環境科学研究所では、大気汚染状況を把握するために作成した「大気シミュレーションモデル」を用い、放射性物質の大気拡散予測を行い、その予測結果は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに活用されました。

平成24年度から25年度には、放射性物質による中・長期的な環境リスク、特に琵琶湖の水環境等への影響を把握・評価するとともに、リスクコミュニケーション手法を検討していく予定です。

平成23年度

大気中の放射性物質拡散状況解析
(大気シミュレーションモデル活用)
滋賀県の地形・気象条件を反映

放射性ヨウ素による甲状腺
内部被ばく線量予測

滋賀県地域防災計画
(原子力災害対策編)の
見直しに活用

放射性物質拡散予測図



滋賀県琵琶湖環境科学研究所予測図

●琵琶湖博物館

琵琶湖博物館では、3つの研究領域について、総合研究、共同研究、専門研究などの研究プロジェクトを組み合わせて研究活動を行っています。この研究活動は、博物館の活動基盤であり、その成果は博物館の展示、交流、情報発信活動に広く活かされています。また、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めながら、人々が地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう応援しています。

●研究領域

- ◆環境史研究領域：『「湖と人間」の関わりが、歴史的にどのようにできあがってきたのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆生態系研究領域：『「湖と人間」の関わりが、今どのようにになっているのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆博物館学研究領域：『「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか』をテーマに研究調査を行っています。

WEB <http://www.lbm.go.jp/index.html>

●琵琶湖統合研究の推進

〈琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、滋賀県立大学〉

琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館および滋賀県立大学は、平成22年(2010年)3月、連携して統合研究を推進することに合意しました。

琵琶湖の価値、すばらしさを明らかにする基本的な研究や琵琶湖の環境問題の解明と解決に向けた研究において、これまでの研究成果の蓄積も活かして、緊密な連携のもとに、より一層大きな効果を上げることを目指します。

当初段階において、次の3つの統合研究に取り組んでいます。

- ①地域住民による琵琶湖沿岸の「生命の賑わい」総合調査の方法論と具体的手法の確立
- ②大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響の評価
- ③南湖生態系の総合的・順応的管理に関する研究

●生態学琵琶湖賞

〈環境政策課〉

県は、水環境やその関連分野の生態学の発展を願うとともに、地域社会だけでなく世界に貢献することを目的に「生態学琵琶湖賞」を平成3年度に創設しました。以来、学術的・社会的見地から優れた業績をこの分野で挙げ、今後さらなる活躍を期待される、東アジア地域、東南アジア地域、西太平洋地域および国内の研究者を表彰してきました。平成21年(2009年)の生態学琵琶湖賞受賞式からは、県に代わり日本生態学会が本賞を主催しています。



第16回生態学琵琶湖賞
(平成23年7月)

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/biwako/prize/j-index.html>

世界の水問題への貢献

（財）国際湖沼環境委員会（ILEC）

〈環境政策課〉

ILECは、世界の湖沼環境の健全な管理とその推進を目的として、県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61年(1986年)に設立された国際的な非政府機関(NGO)です。

国連環境計画(UNEP)や世界銀行などの国際機関、国際協力機構(JICA)などの機関と共に、世界の湖沼環境保全にかかる情報収集・提供、調査研究、研修事業、環境教育など、国際的な活動を展開しています。開発途上国における湖沼環境管理と健全な湖沼開発計画への支援のため、統合的湖沼流域管理(ILBM)研修事業などを実施しています。

また、昭和59年(1984年)に県の提唱で開催され、概ね隔年で開催されている世界湖沼会議を、開催国の団体と共に共催しています。

WEB <http://www.ilec.or.jp>

●第14回世界湖沼会議

〈琵琶湖政策課〉

第14回目を迎えた世界湖沼会議は、米国テキサス州オースティン市にて、平成23年(2011年)10月31日～11月4日にテキサス州立大学河川システム研究所(RSI)とILECとの共催により開催されました。

会議に参加した多くの世界の湖沼研究者やNGO、行政関係者等へ、琵琶湖の総合的な保全や琵琶湖・淀川流域の統合的流域管理の取り組み等について、各分科会セッション、ブース出展、パンフレット配布等により、本県の先進的な取り組みを世界に向けて発信し、広く情報交換を行いました。滋賀県で生まれた世界湖沼会議の継続的な開催を支援し、世界の湖沼環境問題の解決に向けて貢献を続けています。



第14回世界湖沼会議
(平成23年10月、11月
米国テキサス州
オースティン市)

●世界水フォーラムへの参加

〈琵琶湖政策課〉

世界水フォーラムは世界水会議(World Water Council:WWC)が主催する国際会議で、水に関する政策決定者、学識専門家等が一堂に会し、平成9年(1997年)から3年ごとに開催されています。平成24年(2012年)3月にフランス共和国マルセイユ市において開催された第6回フォーラムに本県からも参画し、琵琶湖や琵琶湖・淀川流域の取り組みと重要性

のアピールを行うとともに、統合的流域管理の必要性を広く世界に訴えています。



第6回世界水フォーラム
(平成24年3月
フランス共和国マルセイユ市)